

様式第 1

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

平成 30 年 10 月 3 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2

氏名 ニュークリア・デベロップメント株式会社

取締役社長 山内 純

(担当者 所属 管理部 電話)

別添のとおり、原子力事業者防災業務計画を作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	ニュークリア・デベロップメント株式会社 茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2
当該事業所に係る核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	核燃料物質の使用許可 平成 2 年 8 月 7 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	平成 30 年 10 月 1 日
協議した都道府県知事及び市町村長	茨城県知事 大井川 和彦 東海村長 山田 修
予定される要旨の公表の方法	1. 当社守衛所に常備し、希望者に閲覧させる。 2. インターネットホームページに掲載 http://www.ndc-tokai.co.jp

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

ニュークリア・デベロップメント株式会社

原子力事業者防災業務計画

平成30年10月

ニュークリア・デベロップメント株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 原子力災害	1
2. 特定事象	1
3. 原子力緊急事態	1
4. 原子力災害予防対策	1
5. 原子力緊急事態宣言	1
6. 原子力緊急事態解除宣言	1
7. 応急措置	2
8. 緊急事態応急対策	2
9. 原子力災害事後対策	2
10. 原子力事業者	2
11. 原子力事業所	2
12. 原子力災害対策活動	2
13. 原子力防災組織	2
14. 原子力防災要員	3
15. 原子力防災要員等	3
16. 原子力防災管理者	3
17. 副原子力防災管理者	3
18. 警戒時	3
19. 施設敷地緊急時	3
20. 全面緊急時	3
21. 緊急時対策所	4
22. 原子力事業所災害対策支援拠点	4
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
1. 原子力災害予防対策の実施	4
2. 応急措置等の実施	4
3. 緊急事態応急対策等の実施	4
4. 原子力災害事後対策の実施	4
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 地域防災計画（原子力災害対策編）の運用	5
第6節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	7
第1節 防災体制	7
1. 態勢の区分	7
2. 原子力防災組織	7

3.	原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務	- - - - -	8
第2節	原子力防災組織の運営	- - - - -	9
1.	通報・連絡体制	- - - - -	9
2.	態勢の発令及び解除	- - - - -	9
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備	- - - - -	10
1.	敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等	- - - - -	10
2.	原子力防災資機材の整備	- - - - -	11
第4節	原子力災害対策活動で使用する資料の整備	- - - - -	11
1.	緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料	- - - - -	11
2.	緊急時応急対策拠点施設等に備え付ける資料	- - - - -	11
第5節	原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備・点検	- - - - -	12
1.	緊急時対策所	- - - - -	12
2.	避難場所	- - - - -	12
3.	放送装置	- - - - -	12
4.	緊急被ばく医療設備等	- - - - -	12
5.	原子力事業所災害対策支援拠点	- - - - -	12
第6節	防災教育の実施	- - - - -	12
第7節	防災訓練の実施	- - - - -	13
1.	当社における訓練	- - - - -	13
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	- - - - -	13
第8節	関係機関との連携	- - - - -	14
1.	国との連携	- - - - -	14
2.	地方公共団体との連携	- - - - -	14
3.	地元防災関係機関等との連携	- - - - -	14
4.	国・県・市町村等との連携	- - - - -	14
第9節	周辺住民に対する平常時の広報活動	- - - - -	15
第10節	事業所外運搬中の事故に対する予防対策	- - - - -	15
第3章	応急措置・緊急事態応急対策等の実施	- - - - -	16
第1節	通報及び連絡	- - - - -	16
1.	通報及び連絡の実施	- - - - -	16
2.	態勢発令時の対応	- - - - -	16
3.	情報の収集と提供	- - - - -	16
4.	電話回線の確保	- - - - -	17
第2節	応急措置の実施	- - - - -	17
1.	警備及び避難誘導	- - - - -	17
2.	放射能影響範囲の推定	- - - - -	18
3.	周辺住民の避難要請	- - - - -	18

4.	緊急被ばく医療	- - - - -	-18
5.	消防活動	- - - - -	-19
6.	汚染拡大の防止	- - - - -	-19
7.	線量評価	- - - - -	-19
8.	広報活動	- - - - -	-19
9.	応急復旧	- - - - -	-19
10.	原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置	- - - - -	-19
11.	資機材の調達及び輸送	- - - - -	-20
12.	事業所外運搬中の事故に対する応急措置	- - - - -	-20
13.	応急措置の実施報告	- - - - -	-20
14.	原子力防災要員等の派遣等	- - - - -	-20
15.	危険時の措置	- - - - -	-21
第3節	緊急事態応急対策の実施	- - - - -	-21
1.	全面緊急事態勢の発令	- - - - -	-21
2.	原子力災害合同対策協議会等との連絡・報告	- - - - -	-21
3.	応急措置の継続実施	- - - - -	-22
4.	事業所外運搬中の事故に対する応急対策	- - - - -	-22
5.	原子力防災要員等の派遣	- - - - -	-22
第4章	原子力災害事後対策の実施	- - - - -	-23
第1節	当社の対策	- - - - -	-23
1.	復旧対策	- - - - -	-23
2.	被災者の相談窓口の設置	- - - - -	-23
3.	全面緊急事態勢の解除	- - - - -	-23
4.	原因究明と再発防止対策の実施	- - - - -	-23
第2節	原子力防災要員等の派遣等	- - - - -	-23
1.	オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣等	- - - - -	-23
2.	原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣	- - - - -	-24
第5章	他の原子力事業者等への協力及び連携	- - - - -	-24
第1節	他の原子力事業者等への協力	- - - - -	-24
第2節	原子力事業者間の連携措置	- - - - -	-24
附則		- - - - -	-25

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下、「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、ニュークリア・デベロップメント株式会社（東海地区）（以下、「当社」という。）における原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策、その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項の定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

3. 原子力緊急事態

使用施設の使用により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所の敷地外（事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態（この計画の別表第3に示す事象）をいう。

4. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

5. 原子力緊急事態宣言

原子力災害対策特別措置法第15条第2項の規定に基づき、国において内閣総理大臣が行う宣言をいう。

6. 原子力緊急事態解除宣言

原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、国において内閣総理大臣が行う宣言をいう。

7. 応急措置

原子力規制委員会制定の「原子力災害対策指針」第2(2)②(i)(イ)に規定される警戒事態が生じた場合、及び、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づく通報以降、原子力災害の発生及び拡大の防止のための原子力事業者が実施すべき応急の措置をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下「原子炉等規制法」という。）第52条第1項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者、その他の原子力災害対策特別措置法第2条第3号に規定する者をいう。

11. 原子力事業所

核燃料物質の使用等を行う事業所をいう。

12. 原子力災害対策活動

原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する原子力災害予防対策、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策等の諸活動をいう。

13. 原子力防災組織

原子力災害対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき事業所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

14. 原子力防災要員

原子力災害対策特別措置法第8条第3項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員（ただし、同第8条第4項の規定に基づき、原子力規制委員会に届け出ている要員に限る。）をいう。

15. 原子力防災要員等

原子力防災要員及びその他の原子力災害対策を担当する従業員をいう。

16. 原子力防災管理者

事業所においてその事業の実施を統括管理する者で、原子力災害対策特別措置法第9条第1項の規定に基づき選任され、原子力防災組織を統括管理する者をいう。

17. 副原子力防災管理者

原子力災害対策特別措置法第9条第3項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

18. 警戒時

原子力規制委員会制定の「原子力災害対策指針」第2(2)②(i)(イ)に規定される警戒事態が生じた時をいう。同指針によれば、警戒事態とは「その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階」をいう。

19. 施設敷地緊急時

原子力規制委員会制定の「原子力災害対策指針」第2(2)②(i)(イ)に規定される施設敷地緊急事態が生じた時をいう。同指針によれば、施設敷地緊急事態とは「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階」をいう。

20. 全面緊急時

原子力規制委員会制定の「原子力災害対策指針」第2(2)②(i)(イ)に規定される全面緊急事態が生じた時をいう。同指針によれば、全面緊急事態とは「原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階」をいう。

21. 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。)第2条第2項1号に規定する、原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施を統括管理するための施設をいう。

22. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第2項2号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

原子力災害の発生を未然に防止するためには、原子炉等規制法等に基づき、使用施設的设计、建設及び使用の各段階並びに事業所外運搬において、各種の安全確保に万全を期することが第一である。特に使用の段階においては、保安管理及び臨界管理等に関する定められた事項を遵守することが原子力災害を予防する上で重要であるが、これらについては、原子炉等規制法に基づく保安規定に記載されているため、この計画の範疇から除外している。

従って、この計画では、原子力災害対策の遂行に資するため、次に掲げる各段階における諸施策について定めるものとする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 応急措置等の実施

迅速かつ円滑な応急措置を行うため、警戒事態発生時の連絡、特定事象発生時の通報、原子力防災体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

3. 緊急事態応急対策等の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定事象発生時の通報、情報の収集と伝達、緊急事態応急対策の実施及び関係機関への原子力防災要員等の派遣等。

4. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、復旧計画の策定、原子力災害事後対策の実施、原子力災害地域復旧のための関係機関への原子力防災要員等の

派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員等は、平常時から原子力災害対策活動について理解しておくとともに、警戒時、施設敷地緊急時及び全面緊急時には、この計画に従い円滑かつ適切な応急措置及び緊急事態応急対策等を遂行するものとする。

第5節 地域防災計画（原子力災害対策編）の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び原子力防災要員等は、平常時から、茨城県及び東海村の地域防災計画（原子力災害対策計画編）について理解しておくとともに、警戒時、施設敷地緊急時及び全面緊急時には各地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従い、円滑かつ適切な応急措置及び緊急事態応急対策等を遂行するものとする。

第6節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。なお、原子力防災管理者は、検討の結果、修正の必要がない場合であってもその旨を原子力防災専門官及び茨城県、東海村の原子力防災担当課長に報告する。また、この計画を修正する場合には、次のとおりとする。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、茨城県及び東海村の地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。但し、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ茨城県知事及び東海村長と協議しなければならない。この協議は、この計画を修正しようとする日の60日前までに、社長より茨城県知事及び東海村長にこの計画の修正案を提出して行うものとする。この場合において、この計画を修正しようとする日を明らかにするものとする。

3. この計画を修正した場合、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会に速やかに様式第1に定める届出書により届け出るとともに、この計画の要旨を公表する。

また、届出書の写し及びこの計画の要旨を、茨城県及び東海村の原子力防災担当課長あて報告する。

4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び茨城県、東海村の原子力防災担当課長から、この計画の作成又は修正に関する事項について報告を求められたときに報告できるよう、作成及び修正の履歴を保存しておく。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 態勢の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、原因の除去、原子力災害（原子力災害が発生する蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて態勢を区分する。態勢の「緊急時活動レベル（EAL）」は、警戒時については別表第1の事象、施設敷地緊急時は別表第2の事象、全面緊急時は別表第3の事象の発生とする。これら3つの態勢を総称して緊急時態勢という。

表 態勢の区分

原子力災害の情勢	態勢の区分
別表第1の事象が発生し、防護措置の準備を開始した時から、施設敷地緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し警戒時態勢をとる必要がなくなったときまでの間	警戒時態勢
別表第2の事象が発生し、原子力防災管理者が原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行ったときから、全面緊急時態勢が発令されるまでの間、又は事象が収束し施設敷地緊急時態勢をとる必要がなくなったときまでの間	施設敷地緊急時態勢
別表第3の事象が発生し、その旨を関係箇所に通報するとき又は内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	全面緊急時態勢

注）原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により防災体制を継続することができる。

2. 原子力防災組織

当社原子力防災組織は社長が設置するものとし、社長は当該組織における原子力防災管理者としての職務を行う。

(1) 当社原子力防災組織

- a. 原子力防災組織は、別図第1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。
- b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表第4に定める業務を行える原子力防災要員を置く。
- c. 原子力防災管理者は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に様式第2の届出書により原子力防災要員を置

いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。

- d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員等のうち、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。
 - ・ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - ・ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - ・ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
 - e. 原子力防災管理者は、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力緊急事態が宣言された場合、適宜適切な応急対策が行えるよう、緊急事態応急対策拠点（以下「オフサイトセンター」という。）に設置される原子力災害合同対策協議会その他関係機関と連携し、全社で緊急事態応急対策に取り組むものとする。

3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. 別表第1、別表第2又は別表第3の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別表第1の事象の場合は別図第2に示す箇所に連絡し、別表第2又は別表第3の事象の場合は別図第3に示す箇所へ通報し、緊急時態勢を発令する。
- b. 緊急時態勢を発令した場合直ちに原子力防災要員等を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別表第1の事象の場合は別図第2に示す箇所へ、別表第2又は別表第3の事象の場合は別図第4に示す箇所へ報告する。
- c. 原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。
- d. 事態の状況に則して原子力事業所災害対策支援拠点の開設を判断し、災害対策の支援（被ばく線量・入退域管理、汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入・出庫管理、物質の保管や在庫の管理等）を行う。
- e. 原子力防災要員等に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育及び防災訓練を実施する。
- f. 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、別表第5に示す副原子力防災管理者の中からここに記載の順位により代行者を指定する。
- g. 他の原子力事業者の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その評

価及び事象の原因究明結果を踏まえ、必要に応じ再発防止対策を講じることにより、原子力災害の未然防止に努める。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者は、社内の適任者の中から複数選任されるものとし、次に掲げる職務を行う。

- a. 原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。
- b. 原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。

(3) 原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合は、社長より原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に7日以内に様式第3の届出書により届け出る。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報・連絡体制

(1) 社外関係機関への通報・連絡体制

原子力防災管理者は、別表第1、別表第2又は別表第3に該当する事象発生時の社外関係機関への連絡又は通報に備え、別図第2、別図第3及び別図第4に定める通報・連絡体制を整備しておくものとする。別表第1の事象発生時の連絡を行った後の報告を別図第2の連絡先に行い、別表第2又は別表第3に示す事象について通報を行った後の社外関係機関への通報を別図第4に定める通報先に行なう。

(2) 社内の連絡体制

警戒時態勢発令以降の社内の連絡体制は、別図第5に定めるとおりとする。

2. 態勢の発令及び解除

(1) 態勢の発令

原子力防災管理者は、別表第1、別表第2又は別表第3の事象が発生した場合、その情勢に応じて警戒時態勢、施設敷地緊急時態勢又は全面緊急時態勢を発令する。

(2) 原子力防災要員等の非常招集

原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、社内放送により原子力防災要員等を緊急時対策所に非常招集する。

原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員等の連絡先を記載した連絡体制表を作成・整備しておく。

(3) 防護活動本部、対策本部の設置

- a. 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、速やかに、当社の緊急時対策所に、警戒時には防護活動本部、施設敷地緊急時及び全面緊急時には対策本部を設置する（以下、防護活動本部と対策本部を「本部」という）。

- b. 本部は、別図第1に示す原子力防災組織で構成する。

- c. 原子力防災管理者は、本部長としてその職務を遂行する。
- d. 緊急時態勢が発令された場合、応急措置又は緊急事態応急対策等の活動に関する一切の業務は、本部のもとで行う。

(4) 緊急時態勢の解除

本部長は、緊急時態勢を発令後、次に掲げる a.、 b.、又は c. の状態となった場合、関係機関と協議し、緊急時態勢を解除する。

なお、本部長は、緊急時態勢を解除したときは、本部を解散する。

- a. 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく施設敷地緊急事態に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。
- b. 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態の宣言に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。
- c. 原子力災害対策特別措置法第 15 条第 2 項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原子力災害対策特別措置法第 15 条第 4 項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。

第 3 節 放射線測定設備及び原子力防災資機材の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置及び検査等

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 1 項に基づく放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）を別図第 6 に定めるとおり整備し、次に掲げる検査等を実施する。

- (1) モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (2) モニタリングポストを設置している地形の変化その他の周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (3) 毎年 1 回以上定期的にモニタリングポストの較正を行う。
- (4) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に 7 日以内に様式第 4 に定める届出書により届け出る。
- (5) モニタリングポストを新たに設置又は変更したときは、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 5 項の検査を受けるため、(4) の現況届と併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を社長より内閣総理大臣、原子力規制委員会に提出する。
 - a. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - b. 放射線測定設備を設置した原子力事業所の名称及び所在地
 - c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要

- (6) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計又は電子的媒体により記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量を茨城県及び東海村へ報告するとともに、記録の閲覧並びにホームページへの掲載により公表する。
- (7) 環境放射線に係る情報として、茨城県への環境放射線データや放出源情報等の提供に協力する。
- (8) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、モニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより検出された放射線量の数値の記録又は公表に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。
- (9) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合、代替手段（可搬式の放射線測定器による測定等）を講じ、速やかに修理する。

2. 原子力防災資機材の整備

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第11条第2項に規定される原子力防災資機材に関して次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 別表第6に定める原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合、代替品を補充して必要数量を確保する。不具合が生じた資機材については速やかに修理する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、社長より、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に7日以内に様式第5に定める届出書により届け出る。
また、毎年9月30日現在における備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力防災資機材の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第4節 原子力災害対策活動で使用する資料の整備

1. 緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料

- (1) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合必要となる資料のうち、別表第7に定める資料を緊急時対策所に備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点で使用する別表第7の資料を緊急時対策所に保管し、必要時に持ち出せるように管理する。なお、緊急事態発生時における原子力事業所災害対策支援拠点への資料の輸送は社有車等にて行う。

2. 緊急時応急対策拠点施設等に備え付ける資料

原子力防災管理者は、別表第7の資料のうち、3.、4. ①、5. ①及び5. ②の資料をオフサイトセンターに備え付ける資料として内閣総理大臣に提出する。さらに原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）に備え付ける。原子力防災

管理者は、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備等の整備・点検

1. 緊急時対策所

原子力防災管理者は、別表第8に示す緊急時対策所を常に使用可能な状態で整備する。地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。また、非常用電源を緊急時対策所に供給できるように整備し、定期的に点検する。

2. 避難場所

原子力防災管理者は、別図第7に定める避難場所を指定し、関係者へ周知する。また、これを変更したときも同じとする。

3. 放送装置

原子力防災管理者は、社内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、社内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

4. 緊急被ばく医療設備等

原子力防災管理者は、ヨウ素剤などの医療品の確保、従業員等に対する放射線測定及び汚染の除去並びに応急措置に必要な設備等の整備を図る。また、事業所内で放射線被ばく又は放射性物質による汚染を伴う傷病者が発生した場合は、「緊急被ばく医療に関する契約」を締結した近隣医療機関（5機関）に傷病者に対する緊急被ばく医療に係わる医療行為を依頼する。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点

原子力防災管理者は、別表第9に示す原子力事業所災害対策支援拠点を常に使用可能な状態で整備する。地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備し、定期的に点検する。また、別表第10に示す原子力防災資機材以外の資機材を原子力事業者災害対策支援拠点に備えるものとする。

第6節 防災教育の実施

原子力防災管理者は、副原子力防災管理者、原子力防災要員等に対し、原子力災害に関する知識及び技能を修得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる

項目について定期的に教育を実施する。教育実施後、評価・改善を行う。

1. 原子力防災組織及び活動に関する知識
2. 当社及び放射性物質の運搬容器等の施設又は設備に関する知識
3. 放射線防護に関する知識
4. 臨界安全管理に関する知識
5. 放射線及び放射性物質の測定方法並びに機器を含む防災対策上の諸設備に関する知識
6. 茨城県及び東海村の地域防災計画に関する知識

第7節 防災訓練の実施

1. 当社における訓練

原子力防災管理者は、原子力災害発生時に原子力防災組織があらかじめ定められた機能を有効に発揮できるようにするため、次に掲げる項目について年1回訓練を実施する。防災訓練を実施するにあたっては、あらかじめ、防災訓練に係わる計画書あるいは実施要領書につき、原子力防災専門官からの指導及び助言を受けて立案し、訓練を実施して、評価・改善を行う。防災訓練の報告を原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づき、様式第6に定められた報告様式に必要な事項を記入し、原子力規制委員会に報告し、要旨を公表する。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 通報訓練
- (3) 招集訓練
- (4) モニタリング訓練
- (5) 除染作業訓練
- (6) 避難誘導訓練

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

原子力防災管理者は、国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に協力するとともに、これに共催し、又は参加・協力することとし、訓練内容に応じて原子力防災要員の派遣、原子力資機材の貸与その他必要な措置の実施を模擬して訓練に参加、協力する。

第8節 関係機関との連携

原子力防災管理者は、関係機関と相互に連携を取りながら、応急措置、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるために、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携

- (1) 国の機関（内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣及びその他関係省庁）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。
- (2) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務について報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当社への立入り検査を求められた場合、その立入り検査について対応を行う。
- (4) 原子力防災専門官からこの計画の修正及び原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合、速やかにその対応を行う。
また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官と協調し、防災情報の収集及び提供、オフサイトセンターの運営要領作成への協力等の相互連携を図る。

2. 地方公共団体との連携

- (1) 地方公共団体（茨城県知事及び東海村長）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供、住民の避難計画作成等への協力等の相互連携を図る。
- (2) 地域防災会議等が開催される場合、参加要請に基づきこれに参加し密接な連携を保つ。
- (3) 茨城県知事及び東海村長から原子力災害対策特別措置法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務についての報告を行う。
- (4) 茨城県知事及び東海村長から原子力災害対策特別措置法第32条第1項に基づく当社への立入り検査を求められた場合、その立入り検査についての対応を行う。

3. 地元防災関係機関等との連携

地元防災関係機関等（ひたちなか・東海広域事務組合消防本部、ひたちなか警察署及びその他関係機関）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。

4. 国・県・市町村等との連携

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成及び修正、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、特定事象発生時の連絡体制・防護対策などの対応等について、茨城県原子力防災連絡協議会の場等を通じて、国、茨城県及び東海村その他の関係機関と平常時よ

り密接な連携を図る。

第9節 周辺住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、当社の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓発を行うものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性
- (2) 原子力事業所の概要
- (3) 原子力災害とその特殊性
- (4) 原子力災害予防対策の内容

第10節 事業所外運搬中の事故に対する予防対策

事業所外運搬（当社が責任を有する事業所外運搬に限る。以下同じ。）における原子力災害の発生及び拡大を防止するため、事業所外運搬中の事故に対する予防対策として次の措置を行う。

1. 原子力防災管理者は、運搬に従事する従業員に対して、その職務の遂行及び事故の発生等に対し適切に対処するために必要かつ十分な教育・訓練を行う。
2. 原子力防災管理者は、必要な防災対応を的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図る。
 - (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
 - (2) 特定事象発生の場合の国、事象発生場所を管轄する都道府県、海上保安部署等への迅速な通報
 - (3) 火災の場合の消火、延焼防止等の応急措置
 - (4) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
 - (5) 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
 - (6) モニタリングの実施
 - (7) 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
 - (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置
3. 運搬に従事する従業員は、運搬を行うにあたり、事故時の応急措置、事故時体制と役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、これらの書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行する。

第3章 応急措置・緊急事態応急対策等の実施

第1節 通報及び連絡

1. 通報及び連絡の実施

(1) 原子力防災管理者は、別表第1の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式第7に必要事項を記入し、別図第2の連絡先へファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。別表第2又は別表第3に定める事象が使用施設において発生した場合は直ちに様式第9に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図第3(1/2)に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。ファクシミリを送信した場合は、その着信を電話にて確認する。

ファクシミリ装置を用いて一斉に送信することができない場合においては、携帯電話、電子メール等の手段を用いて通報・連絡するものとし、その着信を電話にて確認する。ファクシミリにて送信した内容記録を1年間保存する。

(2) 別表第2又は別表第3に定める事象のうち、事業所外運搬の場合にあつては、様式第10に定められた通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長その他の別図第3(2/2)に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、その着信を電話にて確認する。ファクシミリにて送信した内容記録を1年間保存する。

(3) 原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報を行った場合は、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。

2. 態勢発令時の対応

(1) 原子力防災管理者は、別表第1、別表第2又は別表第3の事象について通報を受け、又は自ら発見したときは、この計画の第2章第1節1.「態勢の区分」に基づき、直ちに警戒時態勢、施設敷地緊急時態勢又は全面緊急時態勢を発令する。

(2) 原子力防災管理者は、態勢発令後、原子力防災要員等を非常招集する。

(3) 原子力防災管理者は、態勢発令後は本部を設置し、本部長として本部における指揮等を行う。

3. 情報の収集と提供

(1) 本部の各担当者は、発生事象の状況を把握するため、速やかに次に掲げる事項を

調査し、事象及び被害の状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。

- a. 事象の発生時刻及び場所
- b. 事象の発生原因、状況及び事象の拡大防止措置
- c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- d. 当社敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果
- e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 収束の見通し
- h. その他必要と認める事項

(2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を警戒事態においては事象の進展に応じて適切な間隔で継続して、様式第8を用いて別図第2に定められた連絡先にファクシミリ装置を用いて送信し、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態においては事象の進展に応じて適切な間隔で継続して、様式第11又は様式第12に記載して別図第4に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて送信する。さらに、その着信を電話にて確認する。

(3) ファクシミリ記録を1年間保存する。

4. 電話回線の確保

本部長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

応急措置は、茨城県及び東海村の地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従い実施する。

1. 警備及び避難誘導

本部長は、次に掲げる措置を講ずる

(1) 避難場所の指定

当社内の事象に係る緊急時態勢が発令された場合、当社敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指定する。

(2) 避難の周知

避難者に対して社内放送等により指定する避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知させる。

(3) 避難の指示

避難者を当社敷地外へ避難させる必要がある場合、当社敷地外へ避難させるよ

う指示する。

なお、この際、その旨を直ちに茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関に連絡する。

(4) 当社敷地内への入域制限等

当社敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。

2. 放射能影響範囲の推定

本部長は、当社内及び当社敷地周辺の放射線並びに放射能の測定を行い、放出予測を実施する。また、放射性物質が当社敷地外に放出された場合、放射線監視データ及び緊急時環境放射線モニタリングデータ等から放射能影響範囲を継続的に推定する。

3. 周辺住民の避難要請

本部長は、オフサイトセンターが立ち上がる前の初期段階において、周辺住民の避難等が必要であると判断したときは、直ちに茨城県知事及び東海村長へ周辺住民の避難等の措置を要請する。

4. 緊急被ばく医療

本部長は、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 救助活動

負傷者及び被ばくを受けた者又は受けたおそれのある者（以下「被ばく者等」という。）がいる場合は、負傷者及び被ばく者等を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。

(2) 医療活動

負傷者については、可能な限りの応急処置を講ずるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講ずる。また、被ばく者等については、汚染の測定、除染等の措置を講ずるとともに、「緊急被ばく医療に関する契約」を締結した初期被ばく医療機関、茨城県が設置する二次被ばく医療施設又は放射線医学総合研究所に搬送する。搬送にあたっては、事前に所定の箇所（茨城県にあっては、災害対策本部又はこれが設置されていない場合は、緊急時医療所管部課）へ連絡し指示を受けるとともに、当社の放射線管理要員が同行し、治療の依頼等の必要な措置を講ずる。

なお、要請があった場合は、事象の状況を勘案し可能な範囲で国や茨城県が行う緊急被ばく医療に対し、要員の派遣及び資機材の貸与等の支援を行う。

(3) 二次災害防止に関する措置

医療機関へ被ばく者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事象の概要及び被ばく者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく

防止のために必要な情報を救急隊員等に伝達する。

5. 消防活動

本部長は、火災発生の場合は速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

6. 汚染拡大の防止

本部長は、被ばくを極力少なくするため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設定し、標識等により明示するとともに、必要に応じ社内放送等により当社構内にいる者に周知する。

また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 線量評価

本部長は、避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

8. 広報活動

(1) 本部長は、報道機関が当社に取材来訪した場合、その状況に応じて当社に広報場所を開設する。ただし、当社内が使用できないと判断した場合は、別に指定する場所で広報発表を行う。

なお、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターで広報発表を行う。

(2) 本部長は、発生事象の状況、応急対策の実施状況等の公表する内容を取りまとめ、関係箇所に連絡するとともに、報道機関に対し定期的に広報発表を行う。

9. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備並びに点検

本部長は、制御盤の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、当社設備の状況及び動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策

本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、応急復旧計画を策定し当該計画に基づき復旧対策を実施する。

10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

本部長は、事象の状況の把握、事象の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、

実施するものとする。

- (1) 事象の拡大のおそれがある場合、事象拡大防止に関する措置を検討し、措置を講ずる。
- (2) その他の施設については、事象発生施設からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。
- (3) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、発生事象による周辺環境への影響を予測する。

11. 資機材の調達及び輸送

本部長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。

12. 事業所外運搬中の事故に対する応急措置

事業所外運搬に従事する者は、事故発生後直ちに適切な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火や延焼防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施する。また、本部長は、現地へ必要な要員を速やかに派遣し、派遣された要員は、消防機関、警察機関及び海上保安部と協力して応急措置を実施する。

更に、必要に応じ、他の原子力事業者に要員の派遣及び資機材の貸与を要請し応急措置の実施に万全を期する。

13. 応急措置の実施報告

本部長は、特定事象発生に係る本節の各項に掲げる応急措置を実施した場合、様式第11に定める報告様式にその概要を記入し、別図第4に定める連絡先である内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。なお、報告はファクシミリ装置を用いて行い、さらに、その着信を電話にて確認する。

ただし、事業所外運搬に係る特定事象の発生の場合にあつては、応急措置を実施した場合、様式第12に定める報告様式にその概要を記入し、別図第4に定める連絡先である内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。なお、報告はファクシミリ装置を用いて行い、さらに、その着信を電話にて確認する。

14. 原子力防災要員等の派遣等

(1) オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣等

本部長は、原子力防災専門官その他の国の機関から、オフサイトセンターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、指定行政機関の長及び指定地

方行政機関の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策の準備が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第11に定める副原子力防災管理者又は同等の者を含む原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与、その他オフサイトセンター立ち上げへの協力等必要な措置を講じる。貸与すべき原子力防災資機材が不足する場合には、他の原子力事業者に協力要請を行う。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣

本部長は、原子力規制庁緊急時対応センター、茨城県及び東海村の実施する緊急事態応急対策の準備が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第11に定める原子力防災要員等を派遣し、発生事象の経過及び応急措置等の説明を行うとともに、緊急事態応急対策の立案や広報等への協力を行う。

15. 危険時の措置

本部長は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第3項に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合にはこれに従うものとする。

第3節 緊急事態応急対策の実施

1. 全面緊急事態勢の発令

(1) 本部長は、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定められた基準（別表第3に示す基準）に至った場合、様式第9又は様式第10に所定の事項を記入して、直ちに別図第3に定められた通報先にファクシミリ装置を用いて通報する。さらに、その着信を電話にて確認する。

(2) 本部長は、この通報を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令したときは、全面緊急事態勢を発令するとともに、その旨を別図第4に定める通報先に伝える。

2. 原子力災害合同対策協議会等との連絡・報告

(1) 本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者又は同等の者と連絡を密に取る。派遣されている副原子力防災管理者又は同等の者は、現地事故対策連絡会議及び原子力災害合同対策協議会に参加し、事象の状況を報告するとともに、構成機関との密接な情報交換を行い、要請事項、共有された情報等を本部長に連絡する。本部長は原子力災害合同対策協議会からの要請事項があれば対応する。

(2) 本部長は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長から、原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたときはこれを行う。

3. 応急措置の継続実施

本部長は、この計画の第3章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、原子力緊急事態宣言が解除されるまでの間、継続して実施する。

4. 事業所外運搬中の事故に対する応急対策

本部長は、運搬に従事する者及び現地へ派遣した要員と協力し、発災現場に派遣された専門家による助言を踏まえつつ、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じる。

5. 原子力防災要員等の派遣

(1) オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣

本部長はオフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣されている副原子力防災管理者又は同等の者を含む原子力防災要員を引き続き派遣し、派遣されている原子力防災要員は原子力災害合同対策協議会等の指示に基づき必要な業務を行い、状況を本部長に連絡する。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣

本部長は、原子力規制庁緊急時対応センター、茨城県及び東海村へ派遣されている原子力防災要員等を引き続き派遣し、派遣されている原子力防災要員等は、派遣先の指示に基づき必要な業務を行う。

なお、東海村が避難（又はコンクリート屋内退避）の勧告又は指示を行った場合は、避難所（又はコンクリート屋内退避所）に原子力防災要員等を派遣し、派遣された原子力防災要員等は、事象の状況等に関する広報を行う。

第4章 原子力災害事後対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があったとき以降において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を茨城県及び東海村の地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従い実施する。

第1節 当社の対策

1. 復旧対策

本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次に掲げる事項について復旧計画を策定して、様式第13により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村長に提出し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。復旧計画には復旧に係る工程を含める。

- (1) 使用施設の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 使用施設の除染の実施
- (3) 使用施設損傷部の修理及び改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止、放射線の遮へい 等

原子力防災管理者は、様式第14により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に原子力災害事後対策実施について報告する。

2. 被災者の相談窓口の設置

本部長は、原子力緊急事態解除宣言後、速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

3. 全面緊急事態勢の解除

本部長は、全面緊急事態勢を解除した場合、その旨を別図第4に定める連絡先に報告する。

4. 原因究明と再発防止対策の実施

原子力防災管理者は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員等の派遣等

1. オフサイトセンターへの原子力防災要員の派遣等

本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長その他の執行機関の実施

する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第12に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

なお、派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置される原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散されている場合は派遣先）との協議に参加し、構成機関との密接な情報交換を行い、要請事項、共有された情報等を本部長に連絡する。本部長は要請事項があれば対応する。また、原子力災害合同対策協議会（または派遣先）の指示に基づき、広報活動及び環境放射線モニタリング等、必要な業務を行い、状況を本部長に連絡する。

2. 原子力規制庁緊急時対応センター、県、市町村への原子力防災要員等の派遣

本部長は、原子力規制庁緊急時対応センター、茨城県及び東海村に別表第12に定める原子力防災要員等を派遣し、派遣された原子力防災要員等は、事象の経過に関する説明を行うとともに、茨城県及び東海村が実施する住民の健康相談等の原子力災害事後対策の立案及び実施並びに広報活動への協力を行う。

第5章 他の原子力事業者等への協力及び連携

第1節 他の原子力事業者等への協力

他の原子力事業者の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、当該事業者、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去、緊急被ばく医療、避難者（災害弱者を含む。）の搬送・誘導に関する事項等、要請内容に応じ、別表第13に定める原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な協力を行う。

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、「他の原子力事業者の原子力事業所で」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に」に読み替えて準用する。

第2節 原子力事業者間の連携措置

社長は、国内の原子力事業所及び事業所外運搬において原子力災害が発生した場合に、原子力事業者間の協力が円滑に実施できるよう、協力活動の方法等についてあらかじめ他の原子力事業者と連携の措置を行うものとする。茨城県東海村、那珂市及び大洗町等

に所在している原子力事業者で締結している「原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）」に基づき、他の原子力事業者の原子力事業所で発生した原子力災害への支援を行う場合は、安全協力委員会委員長からの要請に応じ、必要な協力活動を実施する。

附則

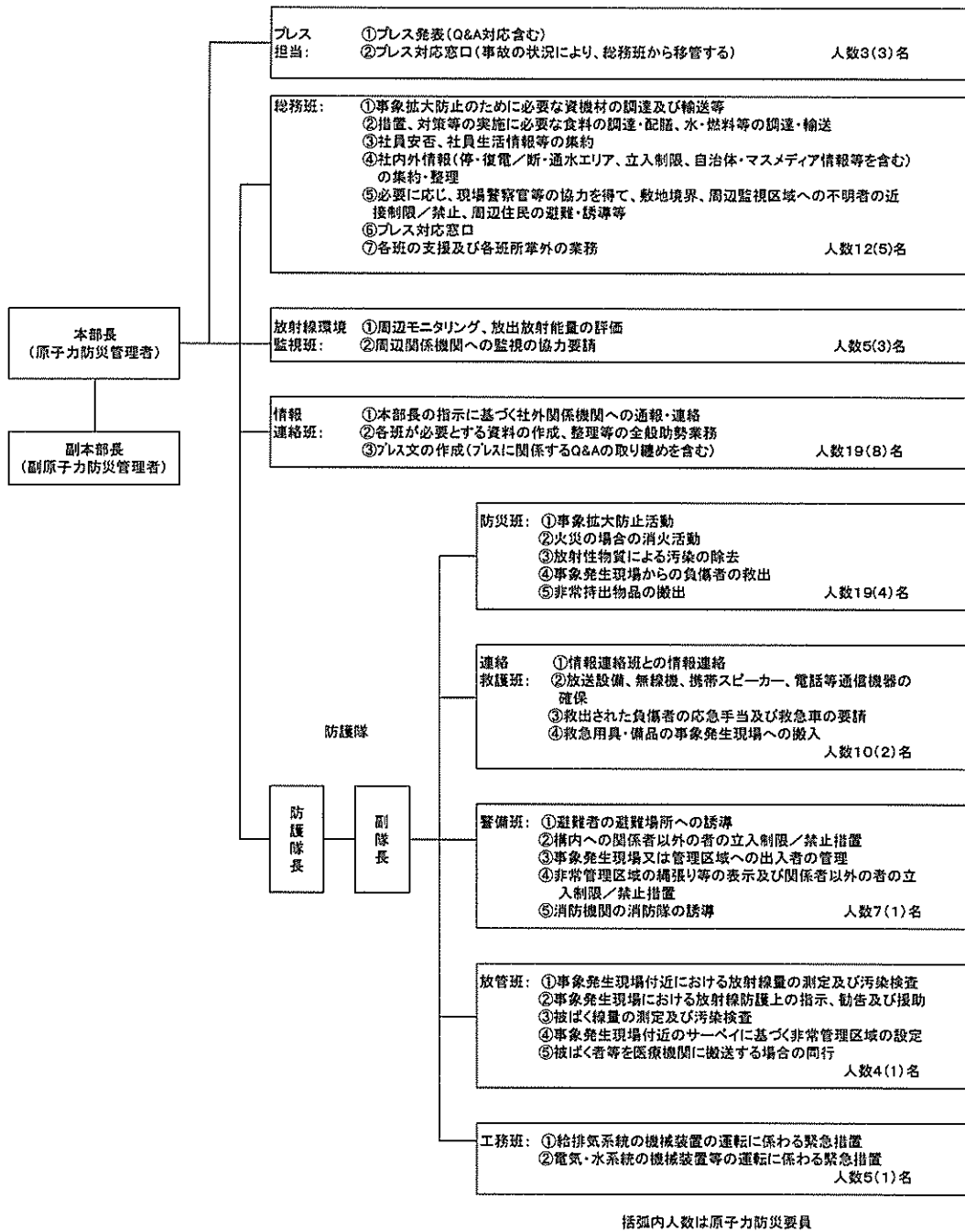
作 成	平成12年12月 8日
第1回修正	平成13年 8月 3日
第2回修正	平成14年 6月28日
第3回修正	平成15年 7月 1日
第4回修正	平成16年 9月 2日
第5回修正	平成18年 4月 1日
第6回修正	平成19年 7月 1日
第7回修正	平成22年 3月31日
第8回修正	平成24年 2月 8日
第9回修正	平成25年 3月18日
第10回修正	平成25年11月29日（平成25年12月1日から運用開始）
第11回修正	平成28年 4月 1日
第12回修正	平成30年 1月18日
第13回修正	平成30年 4月25日
第14回修正	平成30年10月 1日

図表集

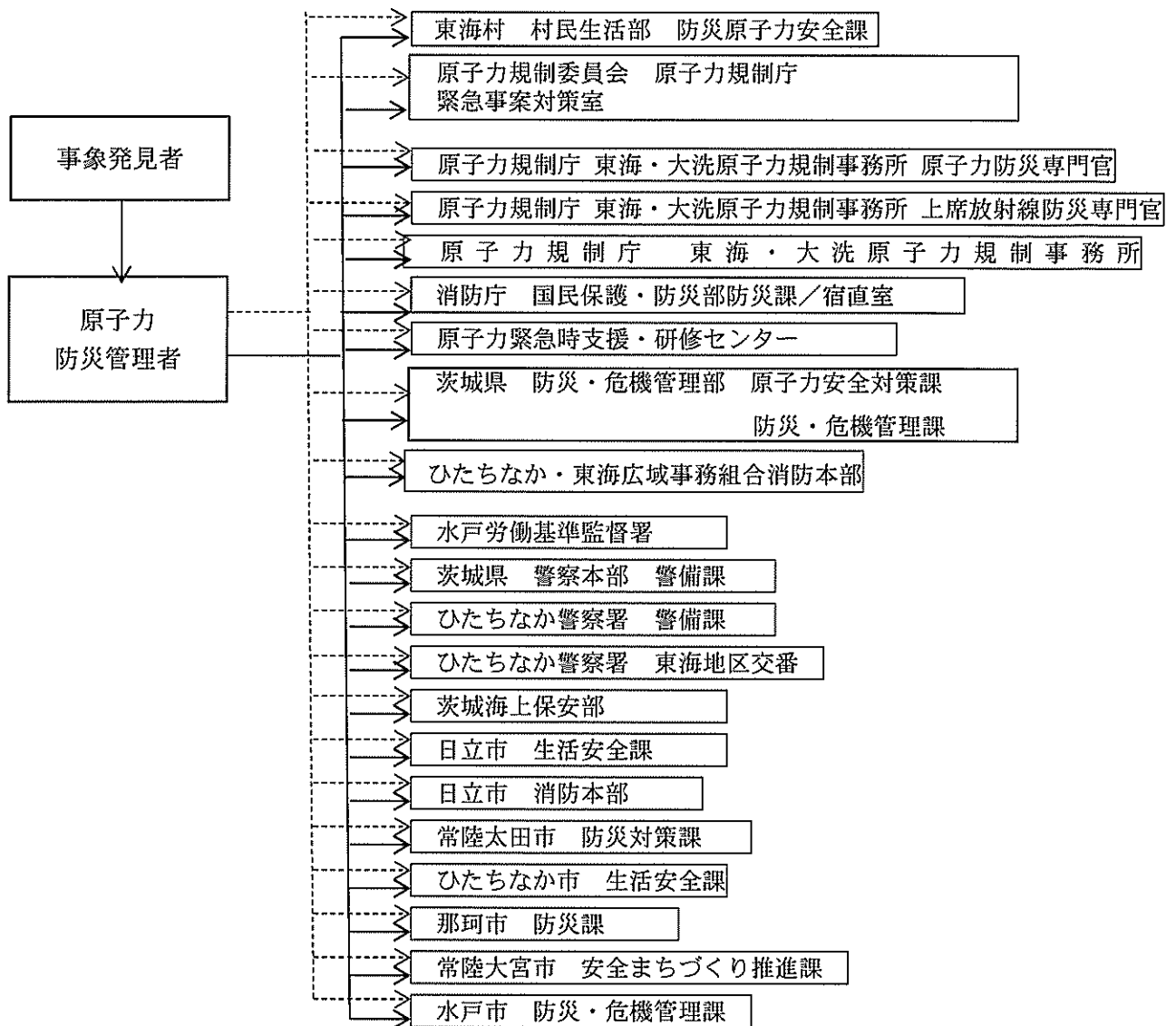
図表リスト

- 別図第1 原子力防災組織
- 別図第2 警戒事態発生時の連絡体制
- 別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制
- 別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制
- 別図第5 警戒事態発令以降の社内連絡体制
- 別図第6 事業所敷地境界付近の放射線測定設備及び原子力事業所災害対策支援拠点配置図
- 別図第7 当社敷地内の避難場所及び緊急時対策所

- 別表第1 警戒事態の連絡基準
- 別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準
- 別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態の通報基準
- 別表第4 原子力防災要員の職務と配置
- 別表第5 副防災管理者
- 別表第6 原子力防災資機材
- 別表第7 原子力災害対策活動で使用する資料
- 別表第8 緊急時対策所
- 別表第9 原子力事業所災害対策支援拠点
- 別表第10 原子力防災資機材以外の資機材
- 別表第11 応急措置・緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表第12 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与
- 別表第13 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

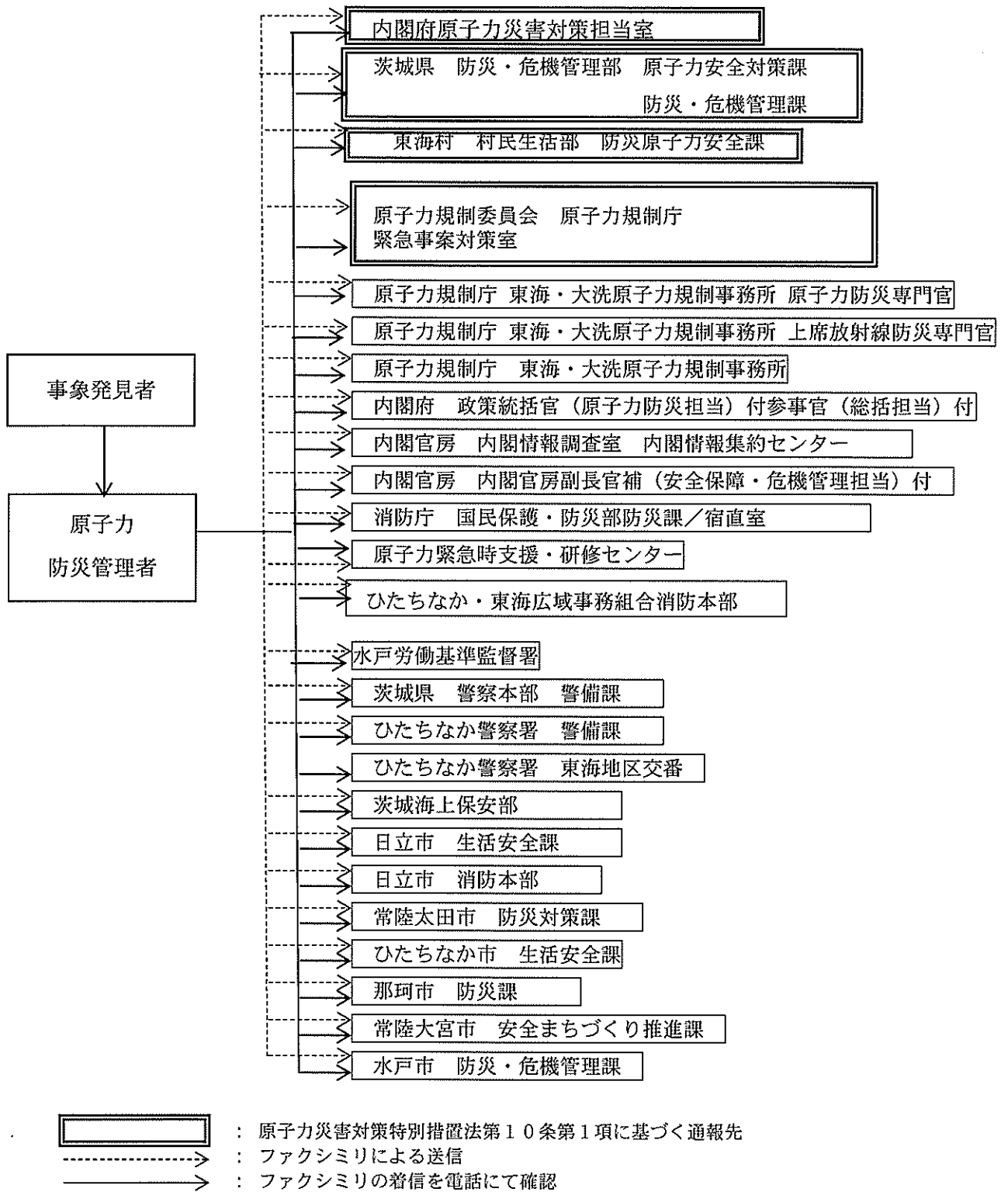


別図第1 原子力防災組織



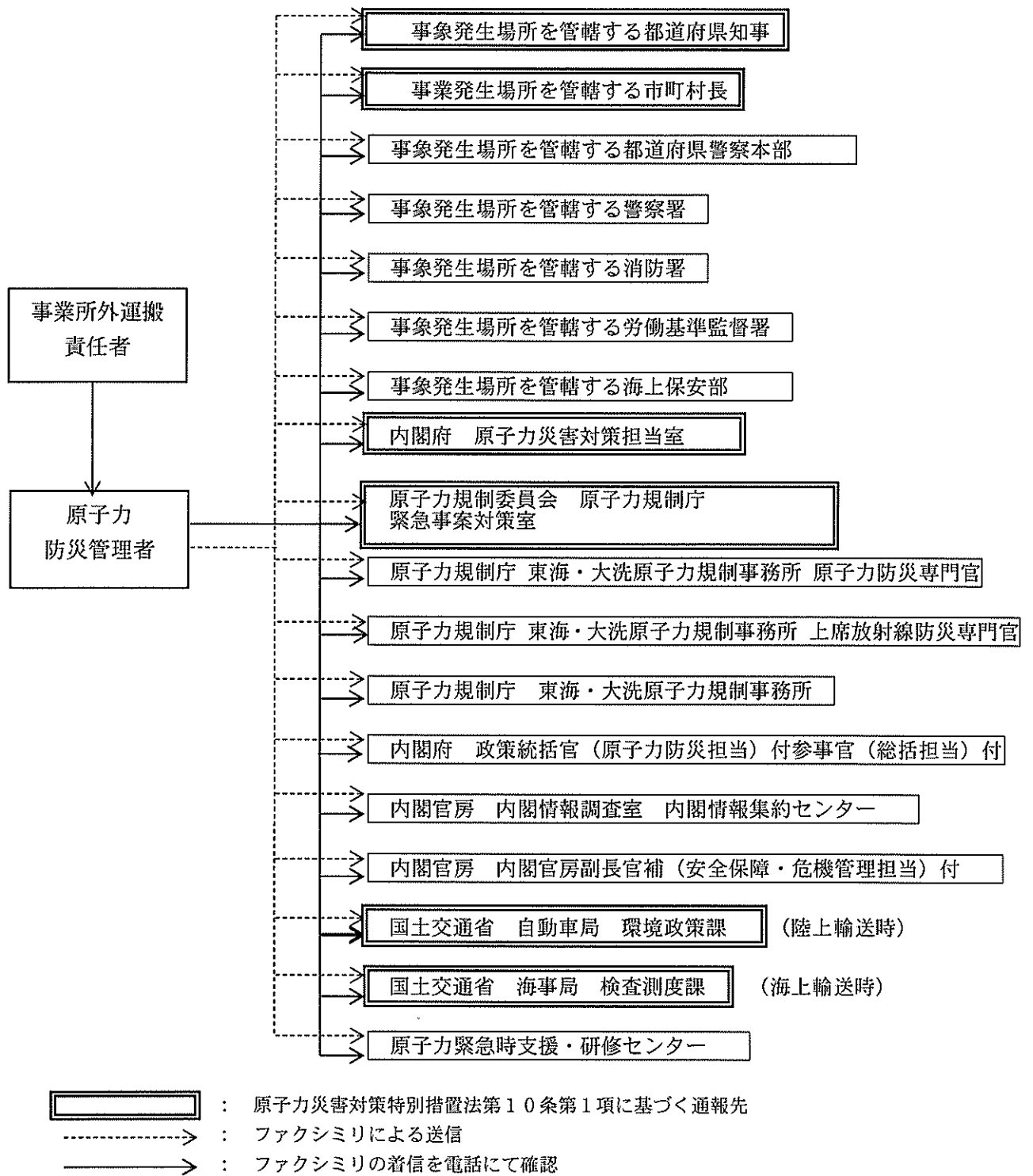
-----> : ファクシミリによる送信
 -----> : ファクシミリの着信を電話にて確認

別図第2 警戒事態発生時の連絡体制

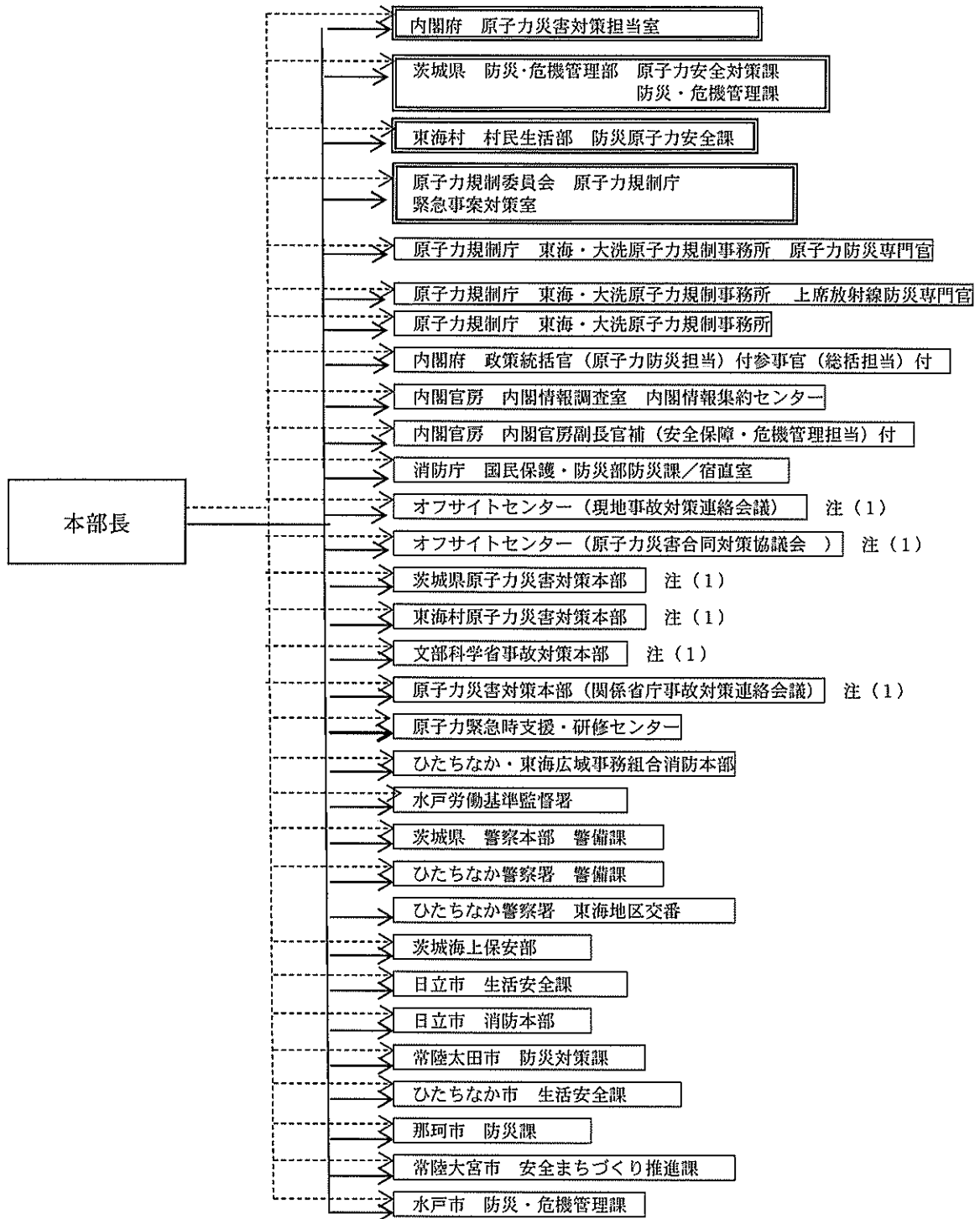


別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制 (1/2)

(1) 社内での事象発生時の通報体制

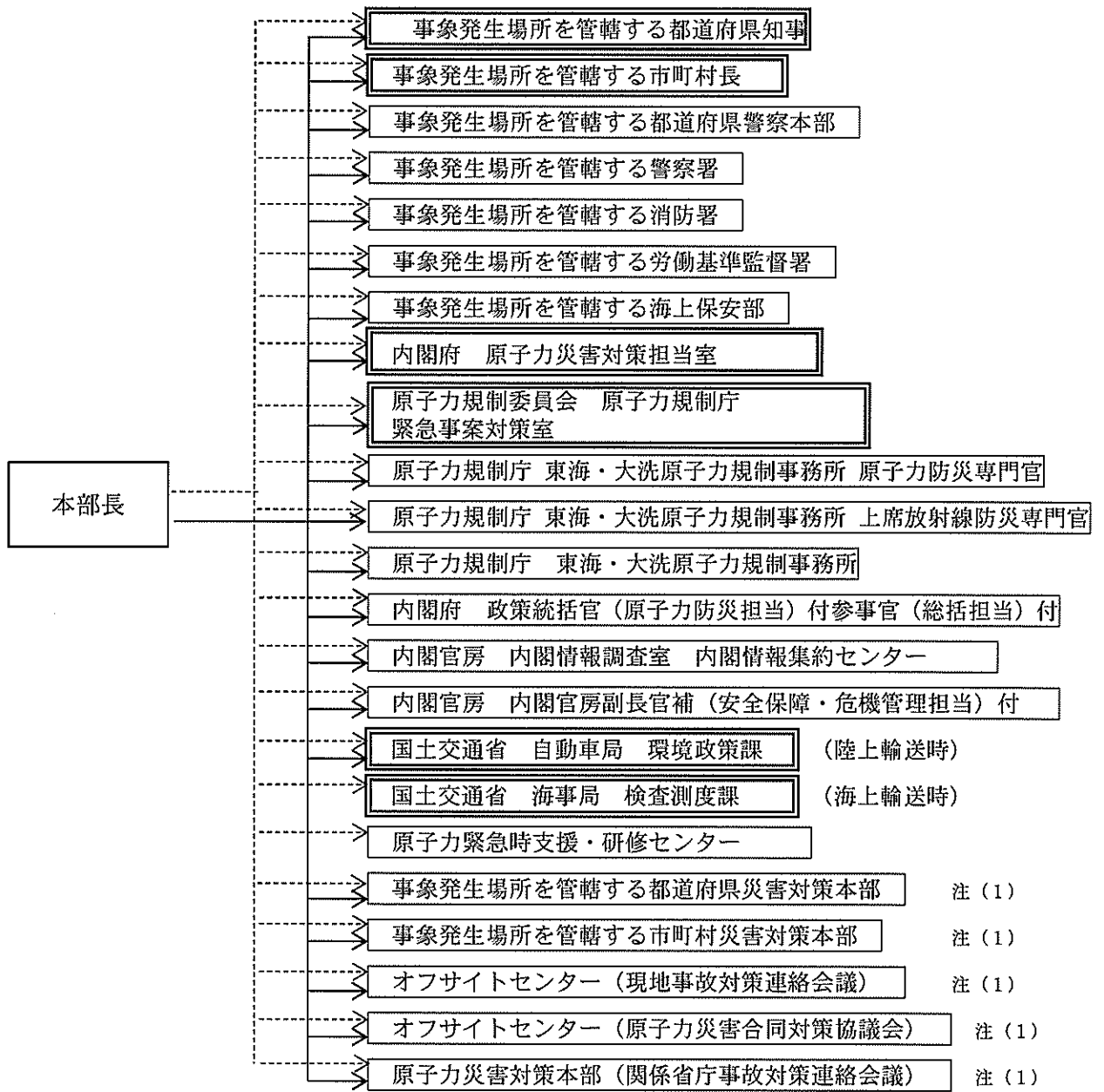


別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制（2/2）
 (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報体制



: 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の連絡先
 -----> : ファクシミリによる送信
 -----> : ファクシミリの着信を電話にて確認
 注（１） 当該組織が設置されている場合

別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制（1/2）
 （1） 社内での事象発生時の通報体制



☐：原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の連絡先

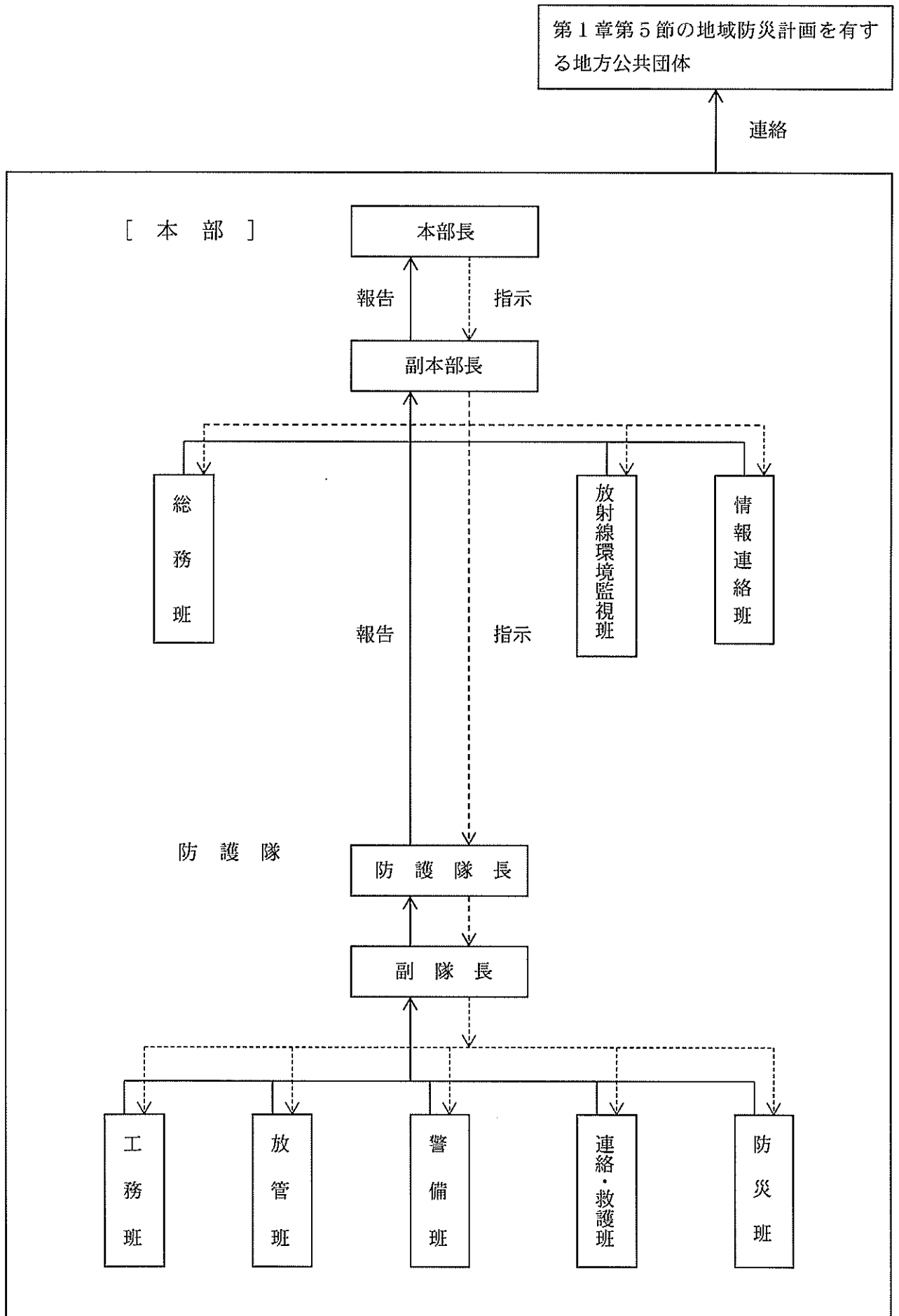
----->：ファクシミリによる送信

————>：ファクシミリの着信を電話にて確認

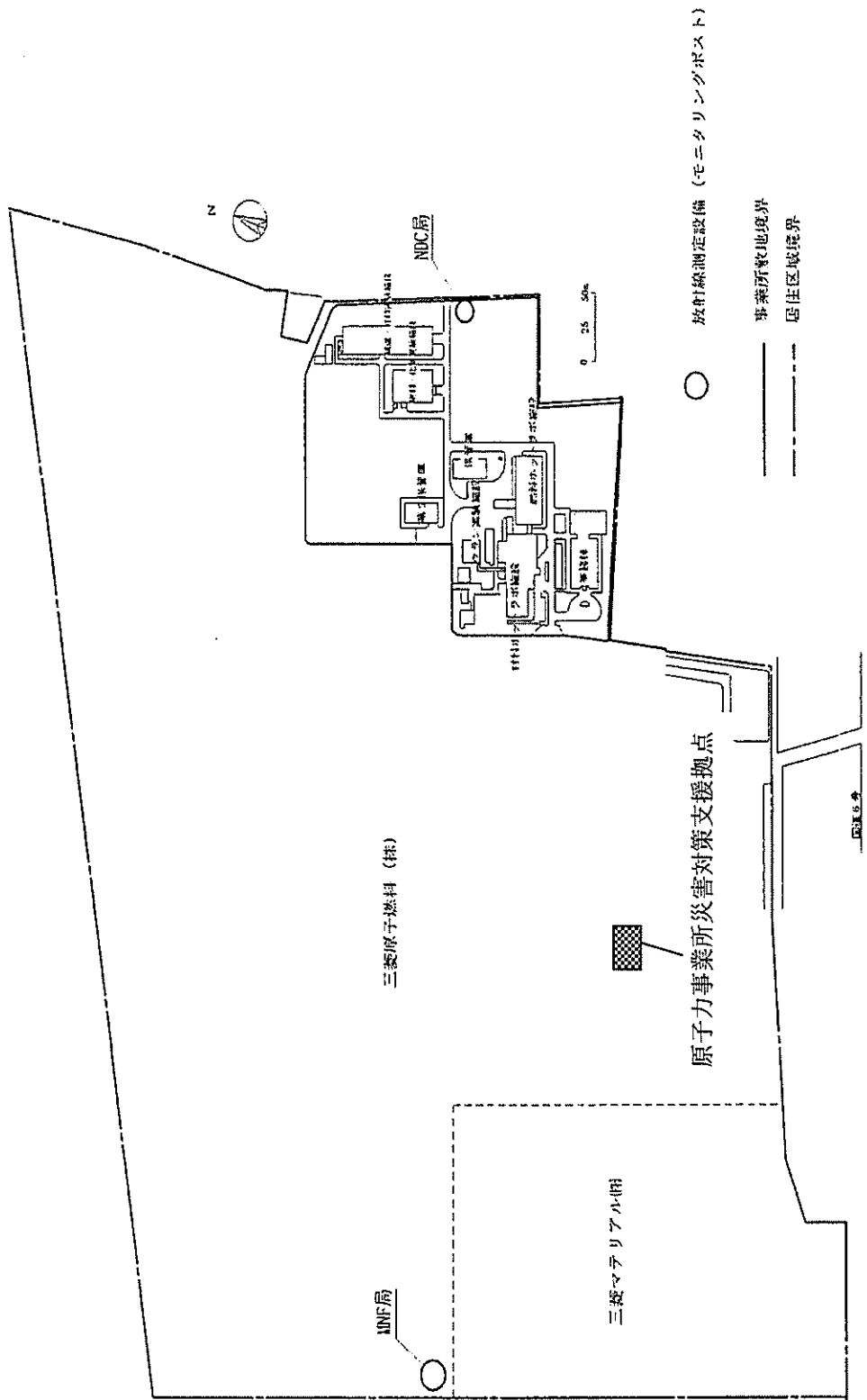
注（１） 当該組織が設置されている場合

別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制（2/2）

（2）事業所外運搬での事象発生時の通報体制

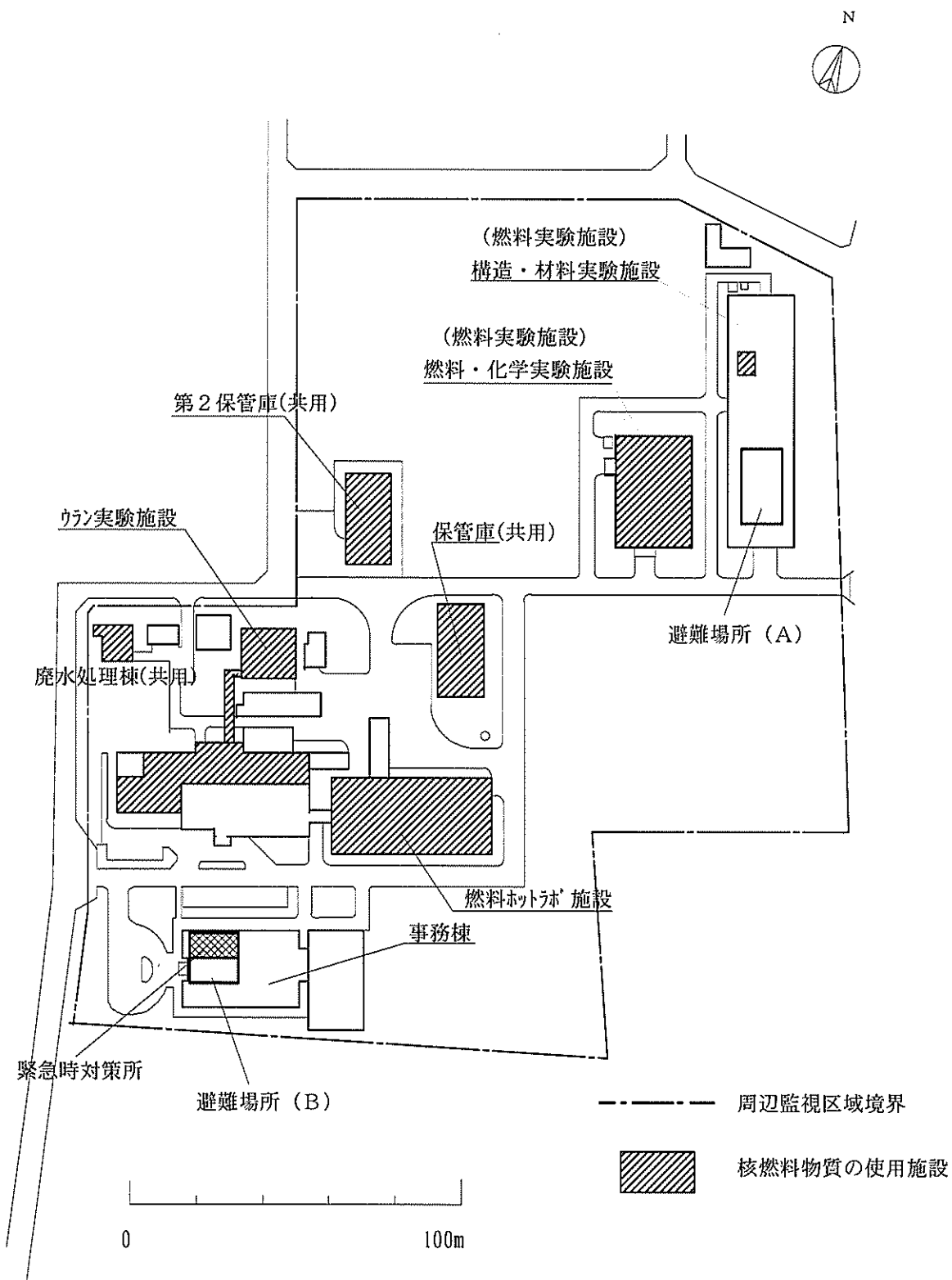


別図第5 警戒時態勢発令以降の社内連絡体制



名称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
モニタリングポスト NDC局	空気吸収線量率	NaI (TI) シンチレーション 電離箱 $10^{-3} \sim 10^2 \mu\text{Gy/h}$	1回/年	外観目視、校正
モニタリングポスト MNF局	空気吸収線量率	NaI (TI) シンチレーション 電離箱 $10^{-3} \sim 10^2 \mu\text{Gy/h}$	1回/年	外観目視、校正

別図第6 事業所敷地境界付近の放射線測定設備及び原子力事業所災害対策支援拠点配置図



別図第7 当社敷地内の避難場所及び緊急時対策所

別表第1 警戒事態の連絡基準

原子力災害対策指針を「指針」、また「指針」が示す緊急時活動レベルを「EAL」という。

EALの基準等	連絡基準
指針 警戒事態を判断するEAL① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	・東海村において、震度6弱以上の地震の発生した場合。
指針 警戒事態を判断するEAL② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区内において、大津波警報が発表された場合。	・茨城県を津波予報区とする大津波警報が発表された場合。
指針 警戒事態を判断するEAL④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。	・同左
指針 警戒事態を判断するEAL⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・同左

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

- ・原子力災害対策特別措置法施行令を、「政令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則を、「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令を、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令を、「外運搬通報省令」という。

EALの基準	通報基準
<p>政令第4条第4項第1号</p> <p>第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項 法第10条第1項の政令で定める基準は5 μSv/h の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上になっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合及び原子力規制委員会規則で定める「原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められず、上記放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する」場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>放射線測定設備で以下の放射線量が検出された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 μSv/h 以上（モニタリングポスト1地点検出）。ただし、単位時間（2分以内のものに限る）ごとの測定値を1時間当たりの数値に換算。 ・モニタリングポストによる測定値が1 μSv/h 以上の場合、同地点での可搬式中性子測定器による中性子線を加算して5 μSv/h 以上。 <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合及び原子力規制委員会規則で定める「原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められず、上記放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する」場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p>
<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 μSv/h</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>「当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、燃料ホットラボ施設の排気筒をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホットラボ施設の排気筒において事業所境界の放射線量が1時間あたり5 μSv 以上に相当する濃度（排気筒のガスモニタで500 Bq/cm^{3*}以上）が10分間以上継続して検出された場合。 <p>*法定濃度限度（0.1Bq/cc）に対して、排気筒高さ（40m）と敷地境界までの距離（40m）に基づいた通報規則の別表の係数及び排気風量（74,000m³/h）を用いて算出。</p>

EALの基準	通報基準
<p>政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力委員会規則で定める区域を言う。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50 $\mu\text{Sv/h}$ ロ 当該場所における放射能水準が5 $\mu\text{Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>管理区域の外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50 $\mu\text{Sv/h}$ 以上（10分間以上継続） ・ 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の50倍以上の値に達した時（5 $\mu\text{Sv/h}$ に相当する濃度）。 ・ 放射線量又は放射性物質の濃度測定が困難な場合、50 $\mu\text{Sv/h}$ 以上（10分間以上継続）もしくは濃度限度の50倍以上の値が検出される蓋然性が高い場合。
<p>政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所で、100 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が原子力委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>外運搬通報省令第2条第1項 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み政令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定に係らず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> <p>外運搬通報省令第3条 政令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所で100 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された場合、又は放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、100 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い状態である場合。 ・ 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。（L型、IP-1型を除く。）

EALの基準	通報基準
<p>政令第4条第4項第5号 通報規則第7条第1号表中又 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者又は代行者が、破壊妨害行為等により使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると判断した場合。
<p>政令第4条第4項第6号 通報規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨界警報装置3台のうち2台が発報した場合。

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態の通報基準

- ・原子力災害対策特別措置法施行令を、「政令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則を、「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令を、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令を、「外運搬通報省令」という。

EALの基準	通報基準
<p>政令第6条第3項第1号 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量5μSv/h（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5μSv/h以上（モニタリングポスト1地点10分間以上継続） ・5μSv/h以上（モニタリングポスト2地点以上検出） ・モニタリングポストによる測定値が1μSv/h以上の場合、同地点での可搬式中性子測定器による中性子線を加算して5μSv/h以上（モニタリングポスト1地点10分間以上継続、またはモニタリングポスト2地点以上検出）。 <p>ただし、当該数値が落雷の影響を受けた場合等を除く（別表第2に詳細を記載）。</p>
<p>政令第6条第4項第1号 政令第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会で定める基準以上の放射性物質が原子力委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホットラボ施設の排気筒において事業所境界の放射線量が1時間あたり5μSv以上に相当する濃度（排気ガスモニタで500Bq/cm³*以上）が10分間以上継続して検出された場合。 <p>*法定濃度限度（0.1Bq/cc）に対して、排気筒高さ（40m）と敷地境界までの距離（40m）に基づいた通報規則の別表の係数及び排気風量（74,000m³/h）を用いて算出。</p>
<p>政令第6条第3項第2号 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>二 政令第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の外で5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。

EALの基準	通報基準
<p>政令第6条第4項第2号 政令第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の5000倍以上検出された時（管理区域の外で500 μSv/h以上に相当する濃度）。
<p>政令第6条第3項第3号 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>三 政令第6条第3項第3号 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10 mSv/h</p> <p>外運搬通報省令第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の再燃とうを定める告示別表に掲げる値の莖放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた地点で10 mSv/h以上の放射線量が、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出された場合。 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏洩又は漏えいの蓋然性が高い場合（IP-1型、IP-2型、IP-3型を除く）。
<p>政令第4条第4項第5号 通報規則第14条第1号又 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のため背説に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者又は代行者が、破壊妨害行為等により使用施設等の安全を維持する機能に重大な不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると判断した場合。
<p>政令第6条第4項第3号 通報規則第7条第2号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう）にあること。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨界警報装置3台のうち2台が発報し、中性子測定用サーベイメータで中性子が継続して検出される場合。

別表第4 原子力防災要員の職務と配置

原子力防災要員の職務	原子力防災要員の人数
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理及び内閣総理大臣、原子力規制委員会、関係地方公共団体の長その他の関係者への通報及び連絡調整	6 名
(2) 原子力災害合同対策協議会における原子力緊急事態に関する情報の交換及び緊急事態応急対策についての相互の協力	2 名
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	4 名
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	3 名
(5) 原子力災害の発生又は拡大の防止のための措置の実施	2 名
(6) 防災に関する施設又は設備の整備及び点検並びに応急の復旧	2 名
(7) 放射性物質による汚染の除去	2 名
(8) 被ばく者の救助その他の医療に関する措置の実施	3 名
(9) 原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な資機材の調達及び輸送	2 名
(10) 原子力事業所内の警備及び原子力事業所内における従業員等の避難誘導	2 名

別表第5 副防災管理者

	職務上の地位
(1)	社保安管理担当者
(2)	社保安管理担当者代理者
(3)	管理部長
(4)	技術開発推進室長
(5)	環境技術研究部長
(6)	燃料・炉心研究部長
(7)	核物質防護管理者
(8)	核燃料取扱主務者

() 内の番号は代行の順位を示す

別表第6 原子力防災資機材

原子力防災資機材の種類		数量	点検頻度	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	20組	1回/年	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	2個	1回/年	
	フィルター付防護マスク	28個	1回/年	
非常用通信機器	緊急時電話回線	1回線	1回/年	
	ファクシミリ	1台	1回/年	
	携帯電話等	7台	1回/年	
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	排気筒モニタ	1台	1回/年
		排水モニタ	1台	—
	ガンマ線測定用サーベイメータ	4台	1回/年	
	中性子線測定用サーベイメータ	2台	1回/年	
	空間放射線積算線量計	4個	1回/年	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ	2台	1回/年	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4台	1回/年
		測定器	1台	1回/年
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	2台	1回/年
		測定器	1台	1回/年
	個人用外部被ばく線量測定器	28台	1回/年	
	その他	エリアモニタリング設備	12台	1回/年
		モニタリングカー	1台	—
	その他資機材	ヨウ素剤	1000錠	1回/年
担架		1台	1回/年	
除染用具		1式	1回/年	
被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1台	1回/年	
屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1式	1回/年	

保管場所：排気筒モニタ／燃料ホットラボ施設 TLDリーダー／材料ホットラボ施設

小型乗用車／事務棟脇駐車場 屋外消火栓設備／燃料ホットラボ施設

それ以外は事務棟にて保管

点検内容：員数、外観目視、点検校正（測定器）

別表第7 原子力災害対策活動で使用する資料

資 料 名
1. 当社周辺図 ① 当社周辺地域図（1／25,000） ② 東海村市街図
2. 当社環境モニタリングデータ ① モニタリングポスト測定データ ② 排気モニタ測定データ
3. 核燃料物質使用許可申請書 *
4. 建家配置図及び系統図 ① 当社敷地内建家配置図 * ② 使用施設等主要系統図 ③ 使用施設等設備・機器配置図
5. 規定、規則類 ① 原子力事業者防災業務計画 * ② 使用施設保安規定 * ③ 放射線障害予防規程 ④ 消防計画

*：原子力災害対策特別措置法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるために内閣総理大臣に提出する資料及び原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

別表第8 緊急時対策所

設置場所	別図第7に記載の事務棟内1階 使用施設とは別棟に配置しており、放射線防護が可能である。また、新耐震基準に基づいて建設した鉄筋コンクリート造りの1階にあり、東日本大震災（震度6弱）において活動拠点となった実績がある。海岸から6km、標高31mの地にあり津波にも耐えられる。また、使用施設から100mほどの距離にありアクセスが容易である。
面積	93.6 m ²
設備等	非常用通信設備：災害時優先電話回線1台 茨城原子力安全協定事業所緊急電話回線1台、 消防直通回線1台、通常電話回線4台、携帯電話40台 以上、衛星携帯電話1台 一斉FAX機1台、一斉FAX予備機1台（同一建屋内） USB型通信端末
	非常用電源設備：固定式非常用ディーゼル発電設備1台（緊急時対策所に電力供給可能）、可搬式非常用発電機1台
	井戸1基
備品等	重油：10kL、ガソリン20L
	食料品等：5日分（2000食）、
	移動・輸送手段：7人乗り自動車、電動バイク、電動アシスト自転車 各1台

設備は代替機能を有すものとし、設備及び備品等について管理要領を定めて維持する。
点検頻度は1回/月とする（非常用電源設備は日例、月例、年次点検実施）。

別表第9 原子力事業所災害対策支援拠点

設置場所	三菱原子燃料株式会社（MNF）構内 別図第6内に図示
建物名称	技術センター棟
支援拠点面積	150.0 m ²
当社からの 距離	200 m
海岸からの距離	6 km
標高	30 m
設備、備品等	別表第10に記載
その他	非常用発電機

別表第10 原子力防災資機材以外の資機材

分類	名称	数量 ^(※1)	点検内容	点検頻度	保管場所
計測器類	γ線測定用可搬式測定器 (電離箱サーベイメータ)	1台	外観・機能・員数	1回/年	三菱原子燃料
	γ線測定用可搬式測定器 (GMサーベイメータ)	1台	外観・機能・員数	1回/年	三菱原子燃料
	中性子線測定用可搬式測定器 (中性子線サーベイメータ)	1台	外観・機能・員数	1回/年	三菱原子燃料
	表面密度測定用可搬式測定器 (GMサーベイメータ)	1台	外観・機能・員数	1回/年	三菱原子燃料
	表面密度測定用可搬式測定器 (α線サーベイメータ)	1台	外観・機能・員数	1回/年	三菱原子燃料
	個人用外部被ばく線量測定器 (ポケット線量計)	10台	外観・機能・員数	1回/年	三菱原子燃料
放射線障害防護用具	汚染防護服 (タイベックスーツ等)	20着	外観・員数	1回/月	三菱原子燃料
	防護マスク(半面/全面) (フィルター付)	5/5個	外観・員数・使用期限	1回/月	事務棟 ^(※4)
非常用通信機器	携帯電話	5台	機能・員数	1回/月	要員所持
	衛星携帯電話	1台	機能・員数	1回/月	三菱原子燃料
	ファクシミリ	1台	外観・機能・員数	1回/月	三菱原子燃料
その他資機材	安定ヨウ素剤	100錠	員数・使用期限	1回/月	三菱原子燃料
	除染用具 (非常用シャワー)	1式	外観・員数	1回/月	三菱原子燃料
	養生シート	1式	外観・員数	1回/月	事務棟 ^(※4)
	非常用食料 ^(※2)	50食	外観・員数	1回/月	事務棟 ^(※4)
	資機材輸送用車両	1台	外観・機能・員数	1回/月	三菱原子燃料
	原子力災害対策活動で使用する資料 ^(※3)	1式	各資料内容	1回/年	事務棟 ^(※4)

※1 資機材の数量を5から6人の活動に対応するものとしている。

※2 原子力事業所災害対策支援拠点用の非常用食料として事務棟で保管する。

※3 別表第7に示す資料。

※4 原子力事業所災害対策支援拠点への輸送は社有車等で行う。

別表第11 応急措置・緊急事態応急対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	人数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
オフサイトセンター	4名 (注1)	<ul style="list-style-type: none"> ・乗用車 ・設備関係資料 ・シンチレーションサーベイメータ又は電離箱サーベイメータ ・汚染密度測定用サーベイメータ 	<ul style="list-style-type: none"> 1台 1式 2台 1台 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同対策協議会における情報交換及び緊急事態応急対策についての相互協力 ・発生事象に関する広報活動 ・環境放射線モニタリング ・放射性物質による汚染の検査、汚染の除去
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC) 各災害対策本部 (茨城県、東海村)	各1名程度			<ul style="list-style-type: none"> ・発生事象の状況、応急措置等の説明 ・住民への広報活動への協力 ・緊急事態応急対策立案への協力 ・緊急事態応急対策実施への協力

(注1) オフサイトセンターへ派遣する4名のうち、2名は原子力防災要員とする。

(注2) 貸与する資機材の輸送は陸路を基本とするが、必要に応じ、関係先機関と調整する。

別表第12 原子力災害事後対策における原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	人数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
オフサイトセンター	2名	・設備関係資料	1式	・広報活動
	2名	・シンチレーションサーベイメータ又は電離箱サーベイメータ ・汚染密度測定用サーベイメータ	2台 1台	・環境放射線モニタリング ・放射性物質による汚染の検査、汚染の除去
原子力規制庁緊急時対応センター(ERC) 各災害対策本部(茨城県、東海村)	各1名程度			・事象の経過等の説明 ・原子力災害事後対策立案への協力 ・住民への広報活動への協力 ・原子力災害事後対策実施への協力

(注) 貸与する資機材の輸送は陸路を基本とするが、必要に応じ、関係先機関と調整する。

別表第13 他の原子力事業者で発生した原子力災害への原子力防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与

派遣先	人数	貸与する資機材	数量	実施する主な業務
オフサイトセンター	2名			・原子力事業所安全協力協定（東海NOAH協定）に基づく協力
	2名	<ul style="list-style-type: none"> ・シンチレーションサーベイメータ又は電離箱サーベイメータ ・汚染密度測定用（β, γ線）サーベイメータ ・汚染密度測定用（α線）サーベイメータ 	2台 1台 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリング ・放射性物質による汚染の検査、汚染の除去
原子力規制庁緊急時対応センター（ERC） 各災害対策本部（茨城県、東海村及び緊急事態応急対策実施区域市町村）	各1名程度			<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態応急対策実施への協力 ・原子力災害事後対策実施への協力（緊急被ばく医療、避難者の搬送・誘導への協力を含む。）

（注）貸与する資機材の輸送は陸路を基本とするが、必要に応じ、関係先機関と調整する。

様式集

様式リスト

- 様式第1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書
- 様式第2 原子力防災要員現況届出書
- 様式第3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書
- 様式第4 放射線測定設備現況届出書
- 様式第5 原子力防災資機材現況届出書
- 様式第6 防災訓練実施結果報告書
- 様式第7 警戒事態該当事象発生連絡
- 様式第8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡
- 様式第9 特定事象発生通報（使用施設）
- 様式第10 特定事象発生通報（事業所外運搬）
- 様式第11 応急措置の概要の報告（使用施設）
- 様式第12 応急措置の概要の報告（事業所外運搬）
- 様式第13 原子力災害復旧計画書
- 様式第14 原子力災害事後対策実施報告書

様式第 1

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日	
内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿	
届出者 住所 氏名 印	
(担当者 所属 電話)	
別添のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種類とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者
住所 _____

氏名 _____ 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
(担当者 所属 電話)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
業務の種類別	防災要員の職制	その他の防災要員
情報の整理、関係者との連絡調整		名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等		名
広 報		名
放射線量の測定その他の状況の把握		名
原子力災害の発生又は拡大の防止		名
施設設備の整備・点検、応急の復旧		名
放射性物質による汚染の除去		名
医療に関する措置		名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送		名
原子力事業所内の警備等		名

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所 _____

氏名 _____ 印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者 所属 電話)

原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第 9 条第 5 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

(担当者

所属

電話

)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	
	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、第 11 条第 1 号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ 印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) (担当者 所属 電話)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第 11 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備	排気筒モニタ	台
	その他の固定式測定器	排水モニタ	-
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
その他	エリアモニタリング設備	台	
	モニタリングカー	台	
その他資機材	ヨウ素剤	錠	
	担架	台	
	除染用具	式	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	台	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	式	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

3 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には設備の種類を記載すること。

防災訓練実施結果報告書

原子力規制委員会 殿	年 月 日
	報告者 住所 氏名 印 [法人にあってはその名称] [及び代表者の氏名] (担当者 所属 電話)
防災訓練の実施の結果について、原子力災害特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名

連絡先

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業者の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所	<input type="checkbox"/> 燃料ホットラボ施設 <input type="checkbox"/> 材料ホットラボ施設 <input type="checkbox"/> 燃料実験施設 <input type="checkbox"/> その他 発災室名称： 用途： 施設区分： <input type="checkbox"/> 核燃使用 <input type="checkbox"/> RI 使用 <input type="checkbox"/> その他 区域区分： <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した事態の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> 東海村震度6弱以上の地震 <input type="checkbox"/> 茨城県を津波予報区とする大津波警報 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認知 <input type="checkbox"/> 原子力規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	施設の運転状態： 発生前（運転中、停止中） 発生後（運転中、停止中） 排気筒モニタの指示値： 確認中、変化なし、変化あり（ cps → cps） モニタリングポストの指示値： 確認中、変化なし、変化有り（最大値： μGy/h → μGy/h）
その他事態の把握に参考となる情報	※添付の有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第 1 0 条通報

第 10 条事象発生

第 15 条事象発生

通報者名 _____

連絡先 _____

事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。

原子力事業者の名称及び場所			
特定事象の発生場所			
特定事象の発生時刻		年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<input type="checkbox"/> 第 1 0 条第 1 項に基づく基準 <input type="checkbox"/> 事業所外運搬における放射線量上昇	<input type="checkbox"/> 第 1 5 条第 1 項に基づく基準 <input type="checkbox"/> 事業所外運搬における放射線量上昇
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要の報告 (使用施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	
特定事象の発生箇所 (注 1)		
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (2 4 時間表示)	
特定事象の種類 (注 1)		
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要)	
	※別紙の有・無	
その他の事項の対応 (注 3)	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : _____
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : _____ <input type="checkbox"/> 評価中 :
	その他	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生順に記載する。

(注 3) 対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 事象発生時の使用状況

事象発生施設名	事象発生施設の使用状況

2. 事象発生施設の状況

項目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 漏えい ・ 火災 ・ 爆発 ・ 臨界	
特 記 事 項	

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全 α (Bq/h) 全 β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/ cm ³) ヨウ素 (Bq/ cm ³) 全 α (Bq/ cm ³) 全 β (Bq/ cm ³) 総量 (Bq/ cm ³)	
評価時刻での放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全 α (Bq) 全 β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測値) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h)	

2. 予測線量

(施設側での計算値)

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

- * 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。
- * データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入する。

注 2) 場所がわかる資料も送付する。

気象情報	天候		風向	
	風速		大気安定度	

排気筒モニタ				
排気筒モニタ	排気筒名 :		:	cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名 :		:	cps
	場所名 :		:	cps
	場所名 :		:	cps

固定式モニタリング設備地点				
γ線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点				
γ線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線量空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	設備地点名			
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他の測定項目	設備地点名			
項目	時 分			
	時 分			
	時 分			
	時 分			

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡する。

* データについては、およその値（推定値）を記載することも可とする。

応急措置の概要の報告(事業所外運搬)

(第 報)

平成 年 月 日
 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

報告者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称： _____ (事業区分： _____) 場所： _____	
特定事象の発生箇所(注1)		
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
特定事象の種類(注1)		
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時、対応の概要)	
	※別紙の有・無	
その他の事項の対応(注3)	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無(確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____ <input type="checkbox"/> 評価中
	その他	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生順に記載する。

(注3) 対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 輸送容器状況

項目	確認時刻 (日 時 分)			
事故発生時の状況	輸送物		使用容器	
	出発地		到着予定地	
	輸送手段			
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況

確認時刻 (日 時 分)

距離・場所								
線量 (μSv/h)								

3. 放射性物質放出状況等 (放出、漏えい有りの場合に記載) 確認時刻 (日 時 分)

放出、漏えい 開始時刻		放出、漏えい 停止時刻	
放出、漏えい 箇所			

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡する。

原子力災害復旧計画書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿

報告者

住所

氏名

印

〔法人にあってはその名称〕
及び代表者の氏名

原子力災害対策特別措置法第 27 条第 2 項の規定に基づき、原子力事業者防災業務計画第 4 章第 1 節 1 項の定めるところにより原子力災害復旧計画を作成しましたので、提出致します。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

原子力災害事後対策実施報告書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長殿

報告者

住所

氏名

印

〔法人にあつてはその名称〕
及び代表者の氏名

原子力災害対策特別措置法第 27 条第 2 項の規定に基づき、原子力事業者防災業務計画第 4 章第 1 節 1 項の定めるところにより、原子力災害事後対策実施についてご報告します。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。